

新潟市衛生環境研究所健康被害検査体制実施要綱

第1章 総則

1 目的

この要綱は、新潟市健康被害対応方針、新潟市危機管理基本方針及び新潟市地域防災計画（以下「対応方針等」という。）に基づき、毒劇物、食中毒、感染症、飲料水汚染、災害・事故・テロ等の有事等が原因で市民の生命、健康の安全を脅かす重大な事態、又はその恐れがある事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理に必要な検査体制について定めるものである。

2 定義

- (1) この要綱において「健康被害」とは、毒劇物、食中毒、感染症、飲料水汚染、災害・事故・テロ等の有事等が原因で生じる市民等の生命、健康を脅かす事態をいう。
- (2) この要綱において「健康危険情報」とは、毒劇物、食中毒、感染症、飲料水汚染、災害・事故・テロ等の有事等が原因で生じる市民等の生命、健康に直接関わる危険情報をいう。
- (3) この要綱において「健康被害管理担当課」とは、対応方針等で規定する所管課及び機関等をいう。
- (4) この要綱において「担当」とは、当該健康被害の原因を特定するために検査を実施する室及びスタッフをいう。

第2章 健康被害発生時の対応

1 通報受理・連絡体制

(1) 勤務時間内の場合

健康危険情報及び健康被害について通報を受理した者は、別記様式1「情報受理票」に記録し、当該情報を直ちに衛生環境研究所長へ報告するとともに、次長に連絡する。

(2) 勤務終了後の夜間及び休日等の場合

健康危険情報及び健康被害について通報を受理した者は、別記様式1「情報受理票」に記録し、当該情報を別紙1「緊急連絡網」により、直ちに衛生環境研究所長及び関係者へ連絡する。

2 検査体制の編成

(1) 健康危険情報の場合

衛生環境研究所長は、健康危険情報について報告を受けた場合は、直ちに別紙2「検査等分担表」に基づいて検査体制の編成を準備し、必要な試験・検査の実施に備える。

(2) 健康被害の場合

衛生環境研究所長は、健康被害について報告を受けた場合は、直ちに別紙2「検査等分担表」に基づいて検査体制を編成し、必要な試験・検査を実施する。

3 検査結果（成績）の報告・通知

衛生環境研究所長は、検査結果を依頼した健康被害管理担当課等に速報するとともに、確定結果を速やかに検査成績書として通知する。

4 健康被害対策調整会議及び対策本部への派遣

衛生環境研究所長は、対応方針等に基づいて健康被害対策調整会議及び対策本部が設置された場合は、当該担当者等を要請に応じて調整会議及び対策本部に派遣し、衛生環境研究所との調整・連絡の任に当たらせるとともに、検査結果に基づいた見解を発言させる。

5 情報の収集

衛生環境研究所長は、当該被害に関する検査法、対応事例等を、国・新潟県・他都道府県市の検査研究機関等からの情報収集に努める。

6 動員体制・検査応援

衛生環境研究所長は、健康被害が大規模で担当で対応できないと判断した場合には、担当以外にも検査応援を指示するとともに、所内職員での検査対応が困難と判断したときは、国・新潟県等他機関に検査応援を依頼する。

7 検査体制調整委員会の設置

原因不明等の重大かつ大規模な健康被害が発生し、総合的な検査体制が必要であると衛生環境研究所長が判断した場合には、原因究明のために検査体制調整委員会（以下「調整委員会」という。）を設置することができる。

- (1) 調整委員会の構成員は、衛生環境研究所長、次長、補佐、室長及び衛生環境研究所長が必要と認める者とし、衛生環境研究所に事務局を置くものとする。
- (2) 衛生環境研究所長が、調整委員会を総理する。
- (3) 次長は、衛生環境研究所長を補佐し、衛生環境研究所長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (4) 調整委員会の協議事項は、次に掲げるものとする。
 - ① 原因究明のため検査等の基本方針の協議
 - ② 必要資材・機材の調達
 - ③ 検査分担の協議（通常検査との調整含む。）
 - ④ 他機関との連携・応援体制の協議
 - ⑤ 情報収集・解析、情報共有化のための発信
 - ⑥ 精度保証
 - ⑦ 迅速性の確保
 - ⑧ 検査成績書の作成

第3章 平常時の対策

1 健康被害管理体制

衛生環境研究所長は、健康被害発生時に迅速、適切に対応するため、平常時に通報受理体制、緊急連絡網、役割分担、動員体制等を整備するとともに、検査機器及び機材等を整備し、常に使用できる状態で保管する。

2 想定される健康被害検査マニュアルの整備

衛生環境研究所長は、担当に想定される健康被害に関する検査法マニュアル、情報等を収集・整備させる。

3 他検査機関との連携

衛生環境研究所長は、国・新潟県・他都道府県市・警察等の検査担当部門と情報交換を行うとともに、協調体制の確立に努める。

4 健康被害管理担当課との連携強化

衛生環境研究所長は、健康被害管理担当課との緊密な連携・協力関係を強化するため、必要に応じ関係課長会議を開催し、情報の共有化、関連業務の円滑運営、非常時対応の確認等を行う。

5 検査成績の信頼性の確保

衛生環境研究所長は、検査成績の信頼性と迅速性を確保するために、人材の確保、職員の研修による資質の向上、新潟市食品衛生検査業務管理要綱などによる検査精度の向上、検査機器の整備、文献等の収集に努める。

6 検査体制連絡会議

衛生環境研究所長は、必要に応じ検査体制連絡会議（以下「連絡会議」という。）を召集し、検査体制の諸課題等について協議することができる。なお、連絡会議の構成員は、調整委員会と同様とする。

（附 則）

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

（附 則）

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別記様式 1

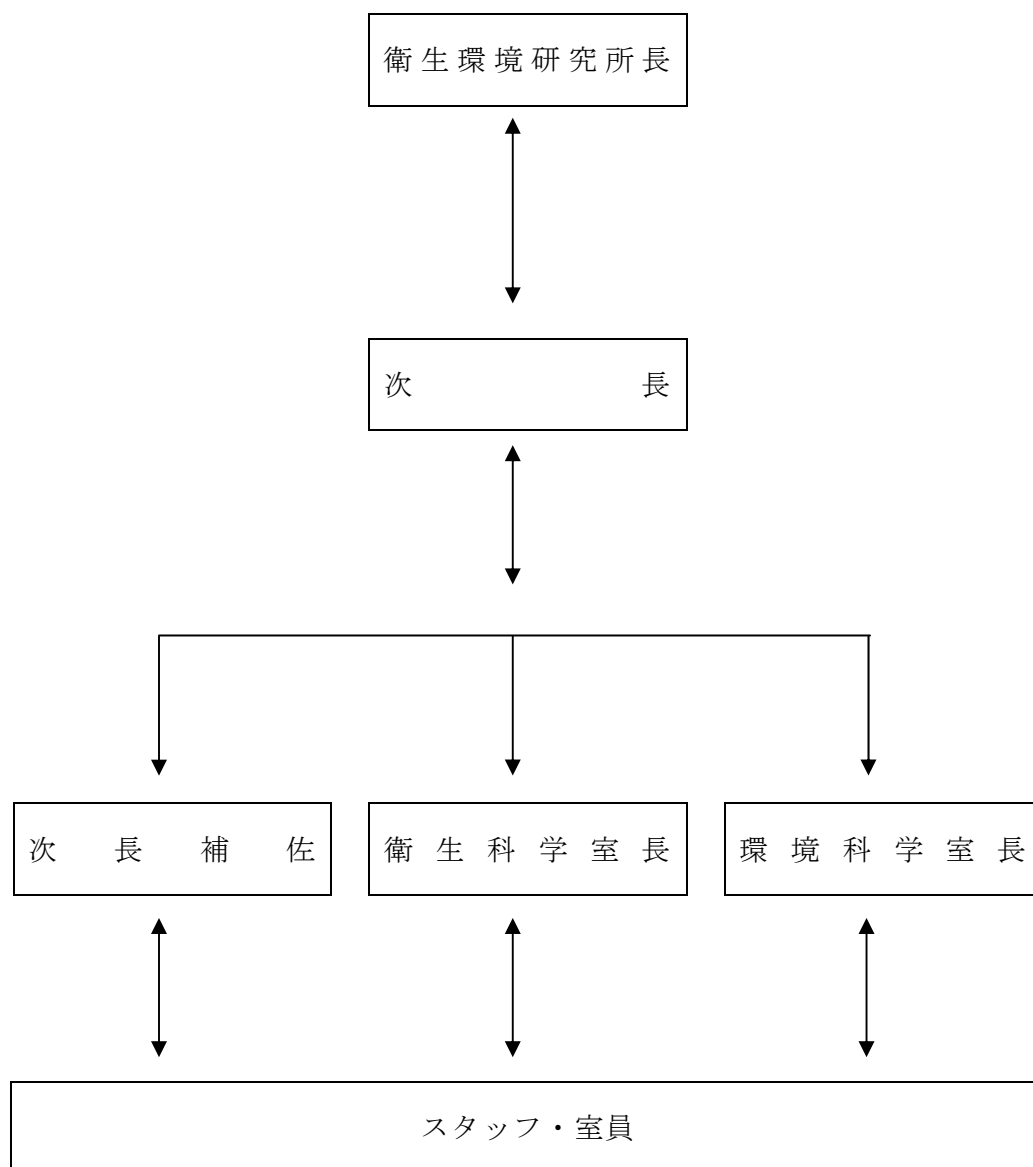
情 報 受 理 票

平成 年 月 日 午前・午後 時 分 受理

受理者名		(室)
通報課	課 名	
	通 報 者 名	
	連 絡 先	電話 ー
施設名称等		
所在地		
情報概要	被害発見（発生） 日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分頃
	被害者数	人程
	被害状況等	

新潟市衛生環境研究所緊急連絡網

(平成22年4月1日現在)



検 査 等 分 担 表

分担業務	担当	備考
関係課・機関との連絡調整	スタッフ	・保健所，警察等との連絡調整 ・検査成績書の発送 ・調整委員会の事務局
有毒物中毒の調査及び原因物質の究明	衛生科学室	・食品，添加物，器具及び容器包装等の試験，検査 ・栄養分析及び試験 ・家庭用品の衛生試験及び検査 ・農薬，化学薬品等の試験，検査 ・その他の食品，家庭用品等の試験，検査 ・医薬品，医薬部外品等の試験，検査
食中毒の調査及び原因物質の究明	衛生科学室	・細菌学的試験，検査 ・血清学的試験，検査 ・病理学的試験，検査 ・自然毒の試験，検査
飲料水等の調査及び原因物質の究明	衛生科学室	・細菌学的試験，検査 ・血清学的試験，検査 ・病理学的試験，検査 ・原虫及び寄生虫の検査
	環境科学室	・飲料水の試験，検査 ・浴場水，プール水，その他の生活用水の試験，検査 ・事業場排水の試験，検査 ・公共用水域の試験，検査 ・その他水質の試験，検査
感染症の調査及び原因物質の究明	衛生科学室	・細菌学的試験，検査 ・血清学的試験，検査 ・病理学的試験，検査 ・原虫及び寄生虫の検査 ・その他の微生物学的試験，検査
大気・汚泥等の調査及び原因物質の究明	環境科学室	・大気汚染物質の試験，検査 ・住居，建築物等の環境の試験，検査 ・廃棄物の試験，検査 ・その他環境の試験，検査